

委員会及び本会議の審議方法等について

1 委員会の審議方法と表決方法について

- ① 奈良県議会の委員会はすべての付託案件を一括して審議を行っています。
- ② 議案の付託を受けた常任委員会では質疑（その他質問を除く）が少ないため、議事進行に問題はない状況です。
- ③ 予算・決算審査特別委員会は議案の内容が広範囲のため、さらに部局別に分けて審議を実施しています。
（予算・決算審査特別委員会は質疑と併せてその他質問も可能です。）

平成27年6月・12月定例会での常任委員会への付託案件と質疑

	常任委員会名	総務警察	厚生	経済労働	建設	文教くらし
6月定例会	付託案件数	6	6	4	4	2
	質疑があった案件数	2	1	3	3	2
	質疑の合計	3	2	4	6	6
12月定例会	付託案件数	10	8	4	9	4
	質疑があった案件数	4	2	2	3	2
	質疑の合計	6	2	2	1	2

※付託案件には議会の承認を必要としない報告案件は除きます。

質疑にはその他質問を含みません。

2 委員会の審議時間について

- ① 常任委員会の審議時間にばらつきがあったため、「文教委員会」に「くらし創造部」を所管替えし、「文教くらし委員会」に変更しました。

議会改革推進会議（平成23年2月）で、「文教委員会」を「文教くらし委員会」に変更

- ② 平成27年度の常任・特別委員会は当初日程どおりに審議を終了しています。

会議時間	1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間～ 4時間未満
初度委員会	2	7	1	
6月定例会（常任）		3	1	1
9月定例会	2	6	2	
12月定例会	2	5	2	1
2月定例会	2		6	2

※会議時間は委員会の開始から終了までの時間です。

- ③ 予算・決算審査委員会は平成25年度より議案の一括説明日を別に設け、審議時間の確保を図り、平成27年度は当初日程どおりに審議を終了しています。

議会改革推進会議（平成25年3月）で「予算・決算審査特別委員会は事前に議案の一括説明を受けること」を決定し、平成25年9月の予算審査特別委員会から実施

会議終了時間	～15時	～16時	～17時	～18時
予算委員会(9月定例会)	2日	1日		
決算委員会			4日	
予算委員会(2月定例会)		3日	2日	1日

※議案の一括説明日は除きます。

3 本会議の一問一答方式について

- ① 奈良県議会の本会議では「再質問から一問一答方式」が実質的に可能となっています。

議会改革推進会議（平成25年9月）で「再質問の質問回数制限をなくすこと」を決定し、平成26年2月定例会から実施

- ② 一問一答方式を採用している府県は20府県（※）で、ほとんどが一括質問・一括答弁方式との併用です。

	府県数	府 県 名
一問一答方式を採用	20	岩手、栃木、群馬、山梨、長野、三重、静岡、大阪、兵庫、和歌山、滋賀、広島、岡山、島根、徳島、大分、長崎、宮崎、熊本、沖縄

※一般質問のみ一問一答方式を採用している県も含まれます。

- ③ 一問一答方式の課題とメリット・デメリットは次のとおりです。

課 題	・ 対面演壇の設置
メリット	・ どの質問に対する答弁かが明確なため、議論を深めやすく傍聴者にもわかりやすい。
デメリット	・ 最初の質問で質問時間を費やし、通告した項目をすべて質問できない場合がある。 ・ 登壇に要する時間が増え会議時間が長くなる。